

会議録（公開用）

附属機関又は 会議体の名称	第6回 豊島区景観審議会デザイン検討部会	
事務局（担当課）	都市整備部 都市計画課	
開催日時	平成29年8月16日（水） 午後2時00分～5時00分	
開催場所	豊島区役所本庁舎5階 会議室508	
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 部会長、副部会長の選出</p> <p>3. 議事</p> <p>議事1：南池袋2丁目C地区の市街地再開発について</p> <p>議事2：景観重要公共施設の指定について</p> <p>議事3：景観形成特別地区の指定について</p> <p>議事4：景観形成ガイドライン屋外広告物編について</p> <p>議事5：景観事前協議案件1</p> <p>議事6：景観事前協議案件2</p> <p>4. 閉会</p>	
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開 豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項第2号に該当のため非公開
	会議録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開 豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項第2号に該当のため非公開
出席者	委員	志村 秀明（芝浦工業大学工学部建築学科教授）・後藤 春彦（早稲田大学大学院創造理工学研究科教授）・篠沢 健太（工学院大学建築学部まちづくり学科教授）、荒井 歩（東京農業大学地球環境科学部造園科学科准教授）、杉山 朗子（株式会社日本カラーデザイン研究所景観事業部長）・鈴木 立也（株式会社デザインステージ代表取締役）
	事務局	都市計画課長・都市計画課都市計画グループ
傍聴者	0名	

審議経過

1 開会

2 部会長の選出

(事務局)

- ・ 景観審議会の副会長の委員に部会長をお願いしたい。

(部会長)

- ・ 副部会長の選出を行う。副部会長は委員の互選である。委員にお願いできるか。

2 議事

議事 1：南池袋 2 丁目 C 地区の市街地再開発について（非公開）

議事録非公開。

議事 2：景観重要公共施設の指定について

(事務局)

資料の説明

(委員)

- ・ ケヤキ並木が生えている部分の道路が指定区域となっているが、景観ではケヤキから引いた場所からの見え方が大切になってくる。鬼子母神駅前の交差部も区域に含めた方が良いと思う。

(部会長)

- ・ 昔の鎌倉道として歴史的に意味がある道で、かつ現在は都電とつながる道なので、検討する価値はあるのではないか。

(委員)

- ・ 交通標識に立てかかっている注意喚起の看板について、条例に該当するから問題ないと扱うのではなく、警察等にも協力してもらう方向性を目指すべきである。

(委員)

- ・ この立て看板には占用許可が出ているのか。

(事務局)

- ・ この立て看板は道路管理者がつくったものである。

(委員)

- ・写真の立て看板は、既存の交通標識に立ってかかっており、自立していないので占用物とは思えない。

(委員)

- ・この写真の立て看板は、文字も大きすぎるし、こんなにカラフルにする必要もない。もっとすっきりとしたデザインとなると良い。

(委員)

- ・石畳の上に「止まれ」と描いてあるのも問題だと思う。注意喚起の方法に工夫が必要である。

(委員)

- ・無電柱化は今後絶対に行われるのか。

(事務局)

- ・基本的には、都道、開発に関する案件については無電柱化を行っていく方針である。
- ・景観に配慮しながら、無電柱化を行っていくという方針を示したものであって、必ず無電柱化を行うということではない。
- ・将来的には区内の電柱を0にしたいとは考えている。

(委員)

- ・街灯等の照明計画の考え方も記載されると良い。

(事務局)

- ・現在、大門ケヤキ並木沿道では特殊な街路灯を使用している。街路灯の上にみみずくの像が乗っている特注品である。

(委員)

- ・街灯の整備と合わせてアーチの整備も行われたのか。

(事務局)

- ・アーチは今年、整備が行われた。町会管理のアーチだったが、老朽化する中で、今後も維持していくために区で整備を行った。

(委員)

- ・アーチのデザインは昔のものを踏襲している。漫画の1シーンに出てくるデザインと同様のものとなっている。

(委員)

- ・様々な道路構成物のデザイン等をトータルでコントロールした方が良い。道路標識等も色調のコントロールはできる。
- ・自治会の掲示板にしても、緑色である必要はないはずなので、そのような細かな点を調整していくことも大事である。

(事務局)

- ・道路標識については、ポールの色は調整が可能なので、今後、道路管理者に依頼を行って

いく。

(委員)

- ・ケヤキの植えマスやボラードは変える予定はないのか。道路幅が狭く限界があることも分かるが、デザインからだけでなく木のことも考えて、負担をかけない方法にしていくべきではないか。市民のワークショップ等で考えられているのではないか。

(委員)

- ・現在行っている雑司が谷地域のワークショップでも、ケヤキの保護に関して意見は出ているが、それに対しての具体的な対策の方針等の話はまだ出てきていない。

(委員)

- ・一方通行化はしないのか。一方通行化すれば、ある程度植えマスも増やすこともできる。

(事務局)

- ・地元一部の方からの要望はあるが、地域全体の要望としてまとまっていないため、警察に協議できる状況にない。

(委員)

- ・道路としては、1号の北側の2号との接続部分が狭くしている。一方通行化するとまちづくりが変わると思う。

議事3：景観形成特別地区の指定について

(事務局)

資料の説明

(委員)

- ・その他の地区の届出規模について、高さ10m以上では、届出件数が非常に多くなってしまっているのではないかと懸念している。

(事務局)

- ・現状の建物は、3階建てでもほとんどが9m以下に抑えられており、10m以上のものはほとんどない。
- ・過去の建築確認申請の動向から、現在検討している届出規模案を適用した場合には、年間6件程度の届出が出ることを想定している。

(委員)

- ・届出があったものは、全て景観アドバイザーとの協議案件になるのか。窓口対応だけで処理することはないのか。

(事務局)

- ・窓口のみで対応しているのは屋外広告物に関する事前協議だけである。届出規模に該当するものについては、全てアドバイザー会議を行っている。

(部会長)

- ・小規模の建物については、届出義務はあっても窓口対応で事前協議を行うなど、様々な方法があると思う。

(委員)

- ・アドバイザー会議の開催は現在、1ヶ月に1、2回程度のため、それほど問題はない。

(部会長)

- ・届出が年間6件という想定通りであれば良い。環状5の1、補助81号線沿道の地区計画がかかっている部分でとても大切だと思う。ここでは、高さ15m又は、延べ面積1000㎡以上で年間どの程度の届出が想定されているのか。

(事務局)

- ・年間1件程度を想定している。

(委員)

- ・住宅展示場などに行くと、5階建ての住宅が主流になってきている。今後、現在よりも高層の建物が増えてくるのではないか。

(部会長)

- ・幹線道路で高度利用が進みそうな地域なので、届出件数も増えるのではないか。

(事務局)

- ・届出規模の範囲を拡げないのであれば、雑司が谷地域を景観形成特別地区に指定する意味がなくなってしまう。

(事務局)

- ・池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区の色彩基準は、緑に配慮した色を推奨するとして、一般地区よりも彩度を落とした基準となっている。雑司が谷地域でも、池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道に合わせた色彩基準とするか、一般地域の基準のままで良いか悩んでいる。

(委員)

- ・特別地区なので、一般地区よりも色を絞る方向で良いと思う。
- ・歴史を鑑みて、地味な色を推奨しても良いと思う。

(事務局)

- ・文言で配慮事項を記載する方が、汎用性は高いのではないかと考えている。

(委員)

- ・色の制限を数値で出しても、彩度が5以下など絶対守られることのない数値では意味がない。それよりは、文言で配慮を促し、事前協議で相談していく方が良いかもしれない。
- ・幹線道路沿道等は逆に緩い規制でも良いかもしれない。

(委員)

- ・大門ケヤキ並木沿道を再現した模型があるので、次回の部会にはそれを持って来ようと思う。

(部会長)

- ・大門ケヤキ並木沿道・鬼子母神堂周辺の歴史あるエリアはとくに重要だと思う。そのエリアで、ワークショップ内で基準に反映できそうな意見は出てきていないのか。
- ・ワークショップの意見と場所との対応が分からない。

(委員)

- ・ワークショップの意見を地図上に落としたマップの作成を検討している。

(部会長)

- ・景観重要公共施設となる参道の先の道路は、将来的に信号がついて横断できるのか。明治通りからつながる流れができる。

(事務局)

- ・信号が整備される予定で、踏み切りはなくなる予定である。

(部会長)

- ・この辺りがもう少し基準に盛り込まれてくると良いと思う。

(委員)

- ・資料3-2-3に「ススキなどの古くから地域で親しまれた草花を推奨する」とあり、保留とされているが、これはどういった意味か。

(事務局)

- ・ススキという固有名詞を基準に入れても良いものなのか、委員の方々にご意見を頂きたいと考えている。

(委員)

- ・「ススキなどの古くから地域で親しまれた草花を推奨する」という基準は、景観形成を行う際に、ツツジを植えるような場所にススキを植えろとする基準なのか、どこにススキを植えてほしいとする意見なのかが分からない。概念として、雑司が谷で昔はススキが多くあり、ススキみみずくと呼ばれてきた歴史があることは理解できるが、今後のまちづくりでどこにススキを持ってきたいのかが分からない。
- ・ワークショップでの意見にどんな意図があるのか、例えば、大きな開発をする際に、ススキの原っぱのような空間をつくってほしいのか、街路樹の脇にススキを植えて欲しいのかが分からないと、景観形成基準に盛り込むべき内容なのかが判断できない。
- ・個別にすれば良い話と基準にするべき意見を整理した方が良い。
- ・ケヤキの剪定に関する意見があるが、景観形成基準の中にケヤキの剪定に関する内容は盛り込まれるのか。

(事務局)

- ・以前、大門ケヤキ並木において強剪定を行っている。それについて、検討してほしいという意見であった。

(委員)

- ・昔の庭屋では、計画的な自然樹形を想定した剪定を数年時に渡って行っていた。その方法

だとお金はかかってしまうが、清掃業者の剪定では先のことが考えられないので問題である。基準の中に、「将来を見据えて、美しい樹形を維持する」等の文言を記載すべきだと思う。

(委員)

- ・ワークショップの中には、基準に載せるべき意見とそうでないものがあり、市民の方が大事にしてきたものは、先ほどのマップ等を含めて、簡単なパンフレットのようなもので、ワークショップに参加した皆様にお返しできると良いと思う。

(委員)

- ・景観重要公共施設の中にも、「樹種にあった維持・管理に取り組み」とあり、これが文言化されることを信じている。切ってしまったら終わりという面もあるので、きちんと「樹種にあった維持・管理」との文言を盛り込むことが必要である。
- ・維持・管理についての記載がないと、景観重要公共施設に指定した意味がなくなってしまう。

(部会長)

- ・景観形成の方針は作文されるのか。基準の前に大きな景観形成の方針を書く際には、「地域の人々が植木鉢を育てていて、それを大事にしている」など、ワークショップの意見が反映されると良い。ワークショップの記録がまとまるのであれば、方針の中にそれを参照とあっても良い。

(委員)

- ・大門ケヤキ並木沿道・鬼子母神堂周辺地区は、面する敷地で取るのか。敷地で取るのであれば、資料で示している区域は概念を示しているのか。
- ・敷地で取るのであれば、道路を挟んだ反対側の敷地も含まれることになる。
- ・区域の設定は、2重の意味に読み取れないようにしなければいけない。

(事務局)

- ・概念的には、敷地に接する部分全てにエリアの指定をかけたかと考えているので、文章にした時に、2重に読み取れないよう注意する。

議事4：景観形成ガイドライン屋外広告物編について

(事務局)

資料の説明

(委員)

- ・P18のグリーン大通り景観形成特別地区のエリアを指定する際に、東池袋1丁目11番街区もグリーン大通りに面する敷地として扱っている。その解釈の仕方は、景観形成特別地区の雑司が谷地域にも共通するのではないか。

(委員)

- ・ P17 の六義園周辺景観形成特別地区の制限事項について、R系の色相の彩度が5以下となっているが、現実離れた数値だと思う。少し暗めな赤や暗めの落ち着いたブルーにしてもらっただけでもニュアンスが違う。フィルム印刷により、ブルーでも彩度が20出せるようになっている。理想値を出しても仕方がないと思う。

(事務局)

- ・ 六義園周辺景観形成特別地区の制限事項については、限定された屋外広告物を対象とするものであり、かつ、東京都の指定を引き継いでいる。

(委員)

- ・ ガイドラインで色彩の数値までの制限を記載することを考えているのか。

(事務局)

- ・ ガイドラインは景観計画の解説という位置づけなので、景観計画で彩度を指定されていない地域については、ガイドラインで彩度を指定することはできない。
- ・ 雑司が谷地域については、景観形成特別地区の指定に合わせて、屋外広告物の色彩の彩度の制限を定めることもできる。関係課とも協議の上、考えていきたい。

(委員)

- ・ 神田川沿川景観形成特別地区は地区別のページの項目に入っていないのか。
- ・ ガラス面の内側の広告物については配慮事項を記載できないのか。

(事務局)

- ・ 豊島区景観計画では、神田川沿川地区の屋外広告物に関する基準は定められていない。
- ・ ガラス面の内側からの広告物掲示については、事前協議の対象に加えることはできないが、配慮項目として、ガイドラインに記載することは可能である。今後、加えていきたいと考えている。

(委員)

- ・ ガラス面の内側の広告物等について、屋外広告物に準ずるものとして、記載している自治体はある。

(委員)

- ・ 大型ビジョンやデジタルサイネージ等の新しいタイプの広告については記載しないのか。
- ・ 立て看板の中にも、デジタルサイネージのものが増えているが、そういったものもガイドラインで対応するのか。
- ・ 広告旗やフラッグ広告を出したほうが良いのか、それよりもデジタルサイネージを活用した広告が良いのか、地域によって価値観があると思うので、先取りして方針を示した方が良いと思う。
- ・ 例えば、「単純な広告を連続して出さない」という配慮事項はあるが、広告を出す側から考えて、「今日の日替わり定食の広告をどうしたらいいのか。」という問いに答えた内容になっていると良いと思う。それを議論しておいた方が良い。

- ・池袋駅西口の大型ビジョンへの対処も少し考えておいた方が良いでしょう。
- ・いくつかのパターンの配慮事項が、それぞれの屋外広告物にマトリクス的に組み合わせられているので、それを見やすい形にして欲しい。
- ・例えば、「必要最小限の数にする」という配慮事項は、屋上広告物、地上設置広告物、広告旗、広告幕に記載されている。「通行や見通しを妨げない」も地上設置広告物、フラッグ広告に記載されている。ヒューマンスケールの見通しを妨げない広告とするべきものや広告の数を少なくするべきもの、建築物と一体化するものでまとめるともう少し分かりやすくなるのではないかと。
- ・そうすることで、スカイラインへの配慮が求められる屋上広告物など、特殊な対応が図られるべきものも出てくると思う。

(部会長)

- ・屋外広告物ガイドラインの整理の仕方として、地区ごとのボリュームが大きい場合もある。
- ・雑司が谷地域など地域で広告物の考え方が違ってくると思うので、地区ごとのボリュームを増やしても良いのではないかと。

(委員)

- ・それぞれの地区の方針を認識した屋外広告物の設置など、最初に地域性を考慮したものとするべきとの書き出しがあると良い。

(委員)

- ・住宅地区では、「夜間の照明はやめましょう」や「生活時間に合わせましょう」等の配慮が必要になる。地域ごとに配慮する内容が違ってくると思う。
- ・デジタルサイネージには音声が入ったものも出てきている。新技術がどんどん使われているので、今の時点で整理を行っておくと良い。
- ・渋谷区では、建物の2、3面にデジタルサイネージをつけようとするものもある。中身も同じものが流れているものや過激な内容はやめて欲しいなど、配慮してもらいたいことがあると思う。

(事務局)

- ・デジタルサイネージ等の映像の伴う広告物の内容については、東京都の広告物の審議会で検討が行われているところである。

(委員)

- ・デジタルサイネージについて、気にかけていることを示すという意味でも、ガイドラインに記載はすべきである。

(部会長)

- ・イメージはもう少し大きくなってくると思う。建築物全体はイラストで、広告物は写真で良い事例を示しているものもある。

(事務局)

- ・写真は色々な問題があり、図の方が多くなると考えている。

(委員)

- ・調布市でも、市民が良いと思った広告物の写真を撮ってくるワークショップを行っていた。
- ・東京都屋外広告物条例の特例許可については触れないのか。

(事務局)

- ・東京都屋外広告物条例第 30 条の特例許可については、ガイドラインに記載したいと考えている。

(委員)

- ・グリーン大通りは強めに規制をかけて、広告料収入によりグリーン大通りのメンテナンス費用を賄うなどを考えた方が良い。
- ・工事中の仮囲いには屋外広告物は出せないが、特例許可とし、広告料収入を公的な維持管理費とすることができる。
- ・うまく使えばにぎわいの演出にもなる。

(部会長)

- ・うまくエリアマネジメントの仕組みになれば良い。
- ・事前協議のタイミングについて、屋外広告物は建物と同時に事前協議を行うのが難しいケースが多くある。どうしてもずれる場合にはどうするのかも示した方が良いのではないか。

(事務局)

- ・事前協議のタイミングが建物と広告でずれてしまうのは、どうしようもなく、ガイドラインの本文でも、できる限り同時に協議するという条件つきで示している。

議事 5 : 景観事前協議案件 1

(事業者)

資料の説明

(委員)

- ・北側の道路から柱の面までは何mセットバックしているのか。

(事業者)

- ・5 mである。

(委員)

- ・完成予想図のBのアングルから見た場合のイメージからは、5 mセットバックしているようには見えない。

(事業者)

- ・荷捌き駐車場の幅が3 mとなっている。

(委員)

- ・タワーパーキングの高さはどの程度なのか。また、立面図には描かれていないのか。

(事業者)

- ・資料の「立面図3」がタワーパーキングの立面図である。

(委員)

- ・タワーパーキングとホテルの関係が分かる立面図等が無く、分かりづらい。

(委員)

- ・近景の写真について、①の写真の大塚駅から来た場合のコーナーにあたる部分に壁が立ち上がっているように見える。これは何になるのか。

(事業者)

- ・ホテルのサインである。

(委員)

- ・樹木はサインの手前と奥のどちらに配置されるのか。

(事業者)

- ・樹木はサインの奥に配置することを考えている。

(委員)

- ・サインが大きいので、サインの大きさを控えめにし、樹木を大きくした方が良いと思う。
- ・レストランには、北側の歩道からフラットに入ることはできないのか。

(事業者)

- ・道路の高低差が2.5m、建物の1階ドアから2階までの高低差が3.8mとなっており、高低差の処理の問題から、フラットにすることはできない。

(委員)

- ・道路から階段を上ってレストランに入るのは、ユニバーサルデザインではないと思う。
- ・樹を道路側に寄せて、圧迫感を和らげると良いと思う。例えば、京王プラザホテルの樹林のイメージで、大きな樹が歩道との間に10本ぐらいあると良いと思う。ビル風の問題もある。

(事業者)

- ・緑地のスペースの問題から、高さ8 m程度の中木を想定している。しかし、ご意見を踏まえて検討させて頂く。

(委員)

- ・道路側に壁が立ち上がっているように見えるので、壁面が緑化されると良いと思う。
- ・外側の壁の仕上げは、もう少し上品にして欲しい。
- ・巣鴨地域では白い内照式のサイン看板を使用しているが、今回のサイン看板はどのようなものをイメージしているのか。

(事業者)

- ・サイン看板は建物への設置を考えており、巣鴨地域のものに近い様式になる。

(事務局)

- ・巣鴨の看板には、隣の区からも苦情が寄せられている。

(委員)

- ・もともと大塚駅周辺は暗い印象があり、そこに、今回低層部に黒のアルミルーバーを使用するということで、周辺への影響を懸念している。また、アルミルーバーは実際の見え方において、強調色の使用面積をオーバーすることも問題である。
- ・外壁色のN4は、東京都の基準上のぎりぎりの色値である。さらに、強調色として黒を使用すると暗い印象がより強まる。アルミルーバーは外壁色と同色のもの、あるいは外壁色よりも明るい色にできないのか。
- ・また、上層部にはエルメスオレンジを使用しているが、この色は、このホテルにおいてここ数年で使用し始めた色と認識している。大塚駅周辺は昔からの賑わいのある地域で、優良な文教地区でもあるので、シックにまとめて頂きたい。地域性を考え、使用色を変えることはできないのか。

(事業者)

- ・黒とエルメスオレンジは、ホテルのイメージカラーとして使用したいとの意向である。頂いた意見は、事業者にも報告し検討させて頂く。

(委員)

- ・完成予想図のA、Bは、日影がかかった状態の色であるのか。

(事業者)

- ・そうである。

(委員)

- ・日影のシミュレーションを行っているにしては明るいと感じる。実際はもっと暗くなるのではないか。
- ・壁面の素材を考えると、南面となる完成予想図のCでは反射により、ぎらついた印象になると思う。まちの中で巨大な黒い壁と反射する壁をつくっている。壁面に使用する石材についても、一面に並ぶと強烈な印象を与えると思う。主張の激しい建物をつくるという方針だと思うが、景観審議会の意見としては、もっと街に調和して頂きたい。

(事業者)

- ・これまで、壁面に石材を使用している事例は少なく、実験的に行っている部分もある。現在着工中の建物の中にも石材を使用するものがあるため、そちらの状況も踏まえて素材を再度検討することになると思う。

(委員)

- ・本磨きを使用するのか。

(事業者)

- ・本磨きを想定している。

(委員)

- ・壁面の石材の見本の値はN 3. 5である。
- ・反射による光が危ない場合もある。

(事業所)

- ・今回お持ちした見本は①の御影石貼である。また、素材は現在検討中である。

(委員)

- ・色彩にゴールドを使用する予定はないのか。

(事業者)

- ・東立面図に示す通り、バルコニーと門の一部に使用している。

(委員)

- ・壁面の①に使用する石材は磨いてはいけないと思う。特に南側の面においては、周辺環境への影響が大きく問題である。
- ・窓と窓の間のスパンは2種類なのか、もっと種類があるように見える。

(事業者)

- ・今後、構造を含めた検討となる。

(委員)

- ・色彩の基準値は満たしているかもしれないが、材質によっては、それが置かれる環境によってどう光を持つかについて、心配していることを伝えて欲しい。墓石のように光るのではないかという印象を持っている。

(委員)

- ・植栽の樹種は決定しているのか。

(事業者)

- ・協議中である。

(部会長)

- ・タワーパーキングについて、歩道状空地に直接タワーパーキングを配置するのではなく、少し引きをつくるなどの工夫がされると良い。

(委員)

- ・タワーパーキングの黒いラインのデザインも再検討して欲しい。真っ黒な煙突が建っているような印象を与え、分節するという狙いに対して逆効果となることも考えられる。

(委員)

- ・今後のアドバイザー会議において、タワーパーキングと建物の関係が分かるような資料を用意し、協議に臨んで頂きたい。
- ・非常用発電機についても、どのような見え方になるのか分かるような資料を用意頂きたい。

議事 6 : 景観事前協議案件 2

(事業者)

資料の説明

(委員)

- ・ P 5 と P 6 の平面図について、8 m 道路の車や人の交通量はどの程度か。

(事業者)

- ・ 交通量はそれほど多くなく、比較的静かな地域である。

(委員)

- ・ 植栽帯を南側に 1 m 程度セットバックし、歩道状空間にするという考え方はできないのか。バイク側に目隠しの生垣があり、手前のセットバックにより出来た空間に高木がツリーサークルで立っているのが良いと思う。
- ・ 大規模な建物なので、周辺地域に対する貢献として、歩道上空地等のオープンスペースや緑を提供することも検討頂きたい。

(事業者)

- ・ P 11 を見て頂くと分かるが、基礎免震構造のため道路と 1 m 程の段差が生じている。バイク置き場の手前の車道と歩道の間にも 1 m 程の段差がある。
- ・ 樹木の配置についても、建物に近づけると地震時になぎ倒される危険性がある。

(委員)

- ・ 樹木は道路側に配置したままでも、その下を歩けるよう工夫されると良い。樹木をボラード代わりに配置し、その内側を通れるようにしても良いと思う。
- ・ 街路灯等も配置されると良い。

(委員)

- ・ バイク置き場のために北側の通路をつくっているのか。柱の面から幅 3 m を確保しているが、それ程必要なのか。
- ・ 完成予想図では、外部の緑があるため、この建物が緑化されているように見えている。この建物自身が地域に貢献する部分を見せられると良いと思う。北側の植栽帯にも、高木を植えることが出来るのではないか。免震装置によってどの程度の揺れ幅が見込まれるのか。

(事業者)

- ・ 600 程度である。

(委員)

- ・ 植栽帯の幅が 1.5m あるので、工夫のしようはあると思う。

(委員)

- ・南側のグリーン大通り側には緑がほとんど無い。豊島区では、グリーン大通りを景観上重要な地区として考えており、そこからの見え方は大切である。
- ・南側の外壁に黒い帯状のストライプがデザインされているが、立体的な形状のため、暗さを抑えて、形状をより細くし、影をつくるだけでも良いと思う。

(委員)

- ・地域貢献の意味合いから、樹種選定をしっかりと考えて頂き、アドバイザー会議に臨んで頂きたい。

(委員)

- ・南側の外壁のストライプは構造ではないのか。

(事業者)

- ・南側の外壁のストライプは意匠である。

(委員)

- ・敷地の南側は平面駐車場となっている。平面の駐車場から、何枚かの壁が折板状に立ち上がっている。これが魅力的に見えるのかどうか分からない。

(部会長)

- ・事務局よりその他の連絡事項はあるか。

(事務局)

- ・次回の豊島区景観審議会デザイン検討部会は10月頃の開催を予定している。

閉会